

令和3年9月
都市再生機構

余裕期間制度を用いた契約方式の実施について

当機構では、柔軟な工期設定による工程の安定化や品質確保、円滑な工事施工体制の確保等を目的として、フレックス工期による契約方式（平成26年7月から実施）、余裕期間付き発注者指定工期による契約方式（令和2年9月から実施）を試行実施しておりますが、この度、更なる柔軟な工期設定の方式として、「機構があらかじめ示した全体工期内で受注者が工期の始期と終期を選択できる方式」を新たに定めるとともに、これらの3方式を「余裕期間制度」として整理し、より一層柔軟な工期設定に取り組むこととしましたので、お知らせいたします。

また、従来の2方式（フレックス工期による契約方式、余裕期間付き発注者指定工期による契約方式）について改称を行いますので、合わせてお知らせいたします。

「余裕期間制度」を適用する工事については、適用対象である旨を入札公告、入札説明書等で明示いたしますので、当機構ホームページの各支社等の入札公告等をご覧ください。なお、令和3年10月以降に入札公告を行う工事から適用予定です。

以 上

■ 余裕期間制度の概要

余裕期間制度とは、契約締結日の翌日から工事の始期（工事着工日）までの間に余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事着工日）もしくは終期（工期末）を機構が指定、または、受注者が選択できる制度であり、以下の①～③の方式がある。

- ① 発注者指定方式：機構が工事の始期（工事着工日）をあらかじめ指定する方式
【「余裕期間付き発注者指定工期による契約方式」を改称】
- ② 任意着手方式：機構があらかじめ示した工事着工期限日までの間で、受注者が工事の始期（工事着工日）を選択できる方式
【「フレックス工期による契約方式」を改称】
- ③ フレックス方式：機構があらかじめ示した全体工期（余裕期間と実工事期間を合わせた期間）内で、受注者が工期の始期（工事着工日）と終期（工期末）を選択できる方式



※従来の「余裕期間付き発注者指定工期による契約方式」、「フレックス工期による契約方式」について、R3.101以降に公告する工事では「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「余裕期間制度（任意着手方式）」にそれぞれ改称。

余裕期間制度の概念図(①②③の方式名は改称後の呼称)

